

# 第13回 制度設計専門会合事務局提出資料

~ネガワット取引に係るガイドライン整備について~

平成28年11月30日(水)



## 本日御議論いただきたい内容

- 第11回制度設計専門会合において、ネガワット取引について、直接協議スキームを実施する上で 必要な規律を定めた「適正な電力取引についての指針」(以下「適取ガイドライン」という)案の 骨子について、御議論いただいた
- 前回の議論を踏まえ、本日は適取ガイドライン案の具体的な内容について御議論いただきたい。

【第8回(6/17)】

- ○第三者仲介スキームの具体化 ○今後の方
- ○監視のあり方
  - 市場におけるネガワット取引 の適正性確保のための監視
- ○その他の論点について
  - -部分供給を受けている場合
  - 複数の需要抑制契約を締結している場合
  - 需要地近接性割引制度と の整合性について

【第9回(7/28)】

- ○今後の方針の決定
- 直接協議スキームについて、来年4月より取引を実施
- 確定数量スキーム及び第 三者仲介スキームについて、 実務者会合を組織し、引き 続き検討
- ○今後対処すべき課題等
- ネガワット取引に係る規律

【第11回(9/27)】

- ○ネガワット取引に係る規律一適取ガイドライン案(骨子)の検討
- ○ネガワット取引に係る規律 - 適取ガイドライン案の検討

【第13回(本日)】

# ネガワット取引分野に関する改正方針

#### 改正のポイント

ネガワット事業者に 求められる規律 (資料3-1、8頁)  ネガワット取引の公正かつ有効な実施の観点から、ネガワット事業者に求められる 規律を、「特定卸供給を活用してネガワット取引を行うための要件」として規定 (ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方の「考え方」において 規定)。

## 上げのディマンドリスポンス に関する事項 (同7頁)

・ 前回ご指摘のあった上げのディマンドリスポンスの取扱いについては、公正かつ有効 な競争の観点から、取引に関係する当事者は、ネガワット取引の場合と同様の 配慮を行うことが期待されることを規定(同じく「考え方」として規定)。

関係当事者間での 協議に関する事項 (同8頁) ・ネガワット取引の公正かつ有効な実施の観点から、「特定卸供給」を行う場合に 関係当事者間での協議が想定される事項を、具体的に規定(同じく「考え方」に おいて規定)。

### ネガワット取引の公正 かつ有効な利用 (同10頁)

- ネガワット取引に関係する当事者は、ネガワット取引の普及に向けて、公正かつ 有効にネガワット取引を利用することを、「望ましい行為」として規定。
- 特に、供給元小売電気事業者は、ネガワット事業者から、ネガワット取引実施の ための協議の申入れを受けた場合、積極的に協力することが期待されることを、 「望ましい行為」として規定。

# ネガワット取引分野に関する改正方針

#### 改正のポイント

事前説明並びに契約 締結前及び契約締結後 書面の交付 (資料3-1、10頁)

- ネガワット事業者は、需要抑制契約締結前に、報酬その他の取引条件について、需要家に対して十分な説明を行うことを、「望ましい行為」として規定。
- ネガワット事業者は、需要抑制契約締結前及び締結後に、需要家に対して、 報酬その他の取引条件を記載した契約締結前交付書面及び契約締結後交付 書面を交付することを、「望ましい行為」として規定。

需要家からの問合せ等 に対する迅速な対応及び 相談窓口の設置 (同11頁) ・ ネガワット事業者は、ネガワット取引に関する相談窓口を設けて、ネガワット取引の実施方法又は報酬その他の取引条件についての需要家からの苦情・問合せについて、迅速かつ適切に処理することを、「望ましい行為」として規定。

需給調整契約 (同11頁) 需給調整契約を締結している小売電気事業者は、平常時の同時同量の達成等のために需要家の需要抑制ポテンシャルを利用し、ネガワット取引を行う等、需給ひつ迫時の最終手段という従前の運用にとどまらない積極的な運用を行うことを、「望ましい行為」として規定。

その他 一般送配電事業者 に対する規律 (同14頁など) • 一般送配電事業者は、ネガワット事業を行う他の者との託送供給等業務に 関連した情報連絡窓口を自己又はグループ内の小売部門ではなく、自らの送電 サービスセンターや給電指令所とすることなどを、「望ましい行為」として規定。